

## ご宴会・催事規約

### CONTRACT

一般宴会・展示会 ご利用についてお願い

当ホテルでは宴会または催事(以下宴会等と称します)での宴会場のご利用に関して下記の通り定めておりますので、予めご了承下さい。

#### 1、宴会時間と追加室料

宴会場等のご使用開始から終了までのご使用時間は所定の室料をお支払いいただいております。  
この宴会時間を超過した場合は、追加室料を頂戴致します。ただし次の会場使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もあります。予めご了承ください。

#### 2、有料人員の確認

食事等の最終人数(以下有料人数)については、開催日の3日前までにホテルの担当係員にご連絡下さい。  
それ以降は有料人数が減少した場合でも、最終有料人数の料金を頂戴致します。

#### 3、お支払

ホテルの請求に応じた約定による金額をお支払いください。原則として宴会等の開催日までに現金または銀行振込にてお支払ください。  
その他の支払い方法につきましては別途ご相談させていただきます。  
お見積総額に応じて、内金をお支払頂く場合がございます。内金の金額は宴会等のお見積総額に基づいてホテルより提示させていただきます。

#### 4、お取消料と期日変更料

お客様のご都合により、すでにご契約いただいた宴会等をお取り消し又は期日変更の場合は、下記の通り取消料又は期日変更料を申し受けます。

##### 一般宴会 お取り消し料・期日変更料

90日～61日前まで	ご予約された宴会場の時間に関わる会議室料の30%(サービス料を除く)
60日～31日前まで	ご予約された宴会場の時間に関わる会議室料の60%(サービス料を除く)
30日～8日前まで	ご宴会お見積金額の40%(サービス料を除く)
7日～4日前まで	ご宴会お見積金額の60%(サービス料を除く)
3日～前日正午まで	ご宴会お見積金額の80%(サービス料を除く)
前日正午～当日	ご宴会お見積書の100%

##### 展示会 お取り消し料・期日変更料

開催日の90日～61日前まで	ご予約された室料の30%
開催日の60日～31日前まで	ご予約された室料の40%
開催日の30日～8日前まで	ご予約された室料の60%
開催日の7日～前日(正午)まで	ご予約された室料の80%
開催日の前日(正午)～当日まで	ご予約された室料の100%

※手配済みのものは実費請求させていただきます。

※上記は違約金額の基準額であり、特別な事情のある場合はこれを変更することがあります。

#### 6、装飾・余興等の手配

宴会等に関する装飾、装花、音響、照明、余興、パンケットコンパニオン、引出物等につきましては、ホテル指定の業者に手配させていただきます。  
お客様のご都合でホテル指定以外の業者をご利用なされる場合は、宴会等を円滑に運営する為に、事前にホテルの了解を得たうえで、ご手配くださいますようお願い致します。  
ホテルの了解のもとに、お客様が直接依頼された業者が行う諸事項(装飾、余興等に関する機器及び機材の搬入・搬出・看板等のサイズの取り付け方法等の決定または設置)につきましては、ホテル美観・動線などを考慮し一定のルールの下に実施して頂くようにホテルよりその業者の方々にご指示申し上げます。

#### 7、看板などの表示、設置

宴会等開催日当日、ホテル内外に設置される看板・案内板などの設置場所・設置時間・表示内容等は事前にホテルに通知し、お打合せ下さい。

#### 8、損害賠償

お客様(お客様側のすべての関係者を含みます)、および、お客様が直接ご依頼された業者の方々、ホテル施設、付器備品等を破損したり、損傷しないよう充分ご注意ください。万が一、施設、付器備品等損害が発生した場合は、その修復費の実費をご負担頂きます。また、破損・損傷により運営上損失が生じた場合、損害賠償金をお支払頂きます。

#### 9、宴会場利用の契約締結の拒否と解約

当ホテルは、次に掲げる場合において、宴会場利用契約の締結に応じないか、又はすでにご契約頂いている場合でも解約させて頂く事があります。

- ①宴会場利用申込者(法人その他団体を含みます。)が次に掲げる事由に該当し、又は宴会等に出席される利用客の中に次に掲げる方がいるとき。
  - (1)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による指定暴力団その他の反社会的勢力(以下「暴力団等」と称します。))又はその構成員もしくは関係者
  - (2)暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその役員・従業員もしくはその関係者。
  - (3)宴会場利用申込者が法人その他の団体で、その役員の中に暴力団等の構成員もしくはその関係者がいるとき。
- ②当ホテルもしくは当ホテル職員(従業員)に対し、暴力・脅迫・恐喝・威圧的な要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求した時、あるいは過去に同様の行為を行ったと認められたとき。

#### ③この宴会・催事規約に違反したとき

#### 10、禁止事項

次に掲げる各項目につきましては禁止事項になっておりますので、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

盲導犬以外のペットの持ち込み。

発火、又は引火性物品の持ち込み。

悪臭を発生するものの持ち込み。

当ホテル内で供された料理の持ち帰りは保険衛生上の理由によりお断りいたします。

とばく等風紀を乱す行為、又は他のお客様にご迷惑になるような言動。

その他、法令で禁じられている行為

その他、ホテルが不適切と認めたお客様に対し退去頂く場合がございます。

備付品の移動及び無断でのご利用。

使用目的外のご利用および会場以外の場所での作業や催事行為。

第三者に会場の一部又は全部の使用権の譲渡、もしくは転貸すること。

食品、飲料類を持ち込み喫食される行為。但し、やむを得ない事情の場合、ホテル担当者にご相談頂き協議の上必要と判断した場合は、可能とする。

#### 11、免責事項

次に掲げる各項目に該当する事由につきましては、免責とさせていただきますので予めご了承願います。

- ①当ホテル施設において催行が予定される宴会等が、天変地異、動乱、火災、戦争、紛争、暴動、地震などにより、ロビー・宴会場などを含む弊社ホテル施設の全部又は一部が全損もしくは毀損し、催行不可能又は催行が著しく困難になった場合。
- ②法令または法令に基づく公権力の行使、もしくは関係官庁の指導などによる弊社ホテル施設の収用、取り払い、使用禁止などの事由が発生するなど、お客様及び弊社のいずれの責に帰すことが出来ない事由により当該宴会の催行が不可能又は催行著しく困難になった場合。